

～ 線路内に流入した土砂等に衝突して脱線した事故 ～

鉄道事業者名：会津鉄道株式会社

事故種類：列車脱線事故

発生日時：令和元年11月27日 05時50分ごろ

発生場所：会津線 塔のへつり駅～湯野上温泉駅間（単線）

西若松駅起点24k556m付近（福島県南会津郡下郷町^{しもごう}）

<概要>

会津鉄道株式会社の会津田島駅発会津若松駅行き2両編成（ワンマン運転）の上り第2302D列車の運転士は、令和元年11月27日（水）5時50分ごろ、塔のへつり駅～湯野上温泉駅間の左曲線（以下、前後左右は列車の進行方向を基準とする。）を速度約60km/hで走行中、前方の線路内に流入していた土砂を発見したため、非常ブレーキを使用した。列車は土砂に乗り上げて先頭車両の全4軸が脱線した。

列車には乗客11名及び乗務員1名が乗車していたが、負傷者はいなかった。

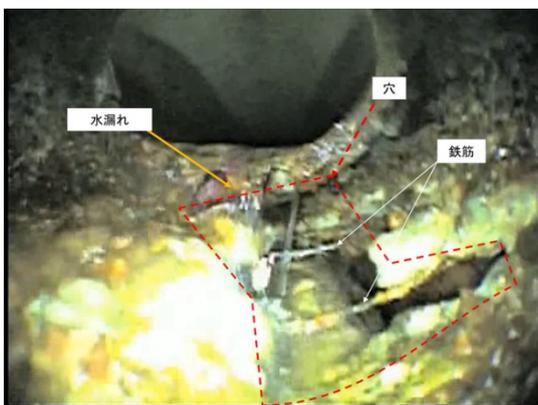
<事故発生現場の付近の状況>



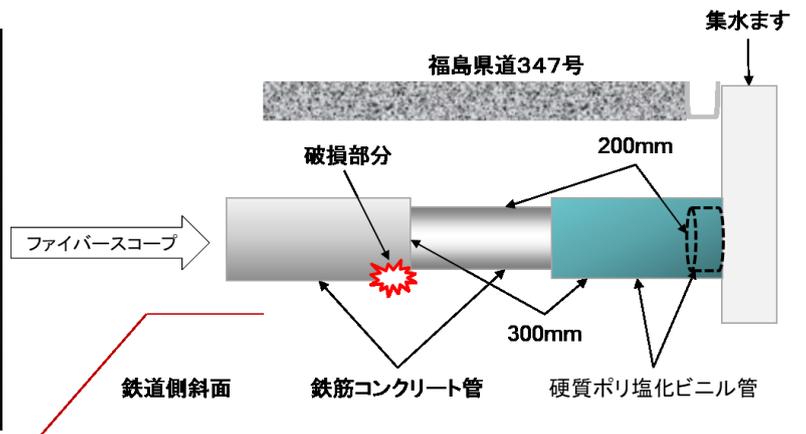
<脱線の状況>



<ファイバースコープの映像>



<崩壊斜面上部の状況>



<原因>

本事故は、鉄道沿線の斜面が崩壊し、線路内に流入した土砂等に列車が乗り上げて脱線したものと推定される。

斜面が崩壊して線路内に土砂等が流入したことについては、同斜面の上部にある福島県道347号に埋設されている水路が経年等による劣化により強度が低下して破損したため、漏水が発生し、崩積土層である同斜面内に水がしみ込み含水量が高まって不安定な状態となったことから発生したものと考えられる。水路が経年等による劣化により強度が低下して破損したことについては、水路の管理を適切に行っていなかったことが関与した可能性が考えられる。

<再発防止策>

事故現場において同種の事故を防止するためには、斜面上部に敷設されている水路を健全な状態に維持するため補修するなど、土地の管理者が水路を適切に管理する必要がある。

また、水路からの漏水等による斜面崩壊被害に備え、斜面の異常を検知する崩落検知センサーの設置や法面防護工等の施工の措置を講じることが望ましい。なお、同社の鉄道用地外で措置が必要になる場合には、その管理者等へ情報提供を行い、措置を依頼するなど、斜面崩壊を防ぐための関係者間における協議を行うことが望ましい。

さらに、本事故を踏まえて、同社は本事故発生場所と同様の斜面上部に水路が設置されている箇所を抽出するとともに、同様の箇所に対し設備の状態やその周辺の状況などに応じて、重点的な巡視・監視を行うなど、事故の未然防止を図っていく必要がある。

[詳細は、運輸安全委員会ホームページ \(https://www.mlit.go.jp/jtsb\) より、
鉄道事故調査報告書をご覧ください。](https://www.mlit.go.jp/jtsb)